

四万十市IT資産管理システム導入・運用保守業務公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、デジタル化におけるIT資産の適正な管理とセキュリティの強化を図ることが実現できるIT資産管理システムの導入・運用保守業務を委託するにあたり、当該業務に最も適した事業者を公募型企画提案方式（公募型プロポーザル方式）にて選定するための必要な事項を定めるものである。

1 業務概要等

(1) 業務名

四万十市IT資産管理システム導入・運用保守業務

(2) 業務内容

「四万十市IT資産管理システム導入・運用保守業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

構築期間：契約締結日から令和8年1月31日まで

利用期間：令和8年2月1日から令和15年1月31日まで

2 提案上限額

29,211,720円（消費税額及び地方消費税額を除く。）

※審査の対象は導入費（システム構築費、初年度1年間に必要なライセンス費等。ただし、本費用は令和8年2月1日から令和15年1月31日の84ヵ月間の月払いとした場合の総額とする。）、84ヵ月間の保守費（システム利用料（2年目以降のライセンス費含む）・システム保守料・運用保守費用等、令和8年2月1日から令和15年1月31日の84ヵ月の運用に係るものすべてを含めるものとする。）とする。なお、提案に際して管理端末の台数や利用人数は運用開始から84ヵ月間増減しないものとして算定すること。

※この金額は契約予定額を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務の趣旨を理解し、IT資産管理システムの導入及び運用保守の能力がある事業者であり、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 参加申込時点で四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領（平成17年訓令第47号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第7号）

第2条第2項第5号のいずれにも該当しないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 提案事業者は「ISO9001 (QMS:品質マネジメントシステム) 認証」、
「ISO27001 (ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム) 認証」、「プライバシーマーク」のうち一つ以上を取得していること。
- (6) 提案事業者は「ISO27001 (ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム) 認証」を取得しているデータセンターを有していること。
- (7) 提案事業者は令和7年4月1日現在、地方公共団体において管理端末数500以上で提案するIT資産管理システムの導入及びその運用保守をしている実績があること(運用が終了しているものは含まない)。

4 実施スケジュール (予定)

| | | |
|---|-----------------|---------------|
| 1 | 公募開始 | 令和7年9月12日(金) |
| 2 | 質問の受付期限 | 令和7年9月19日(金) |
| 3 | 質問の回答 | 令和7年9月26日(金) |
| 4 | 参加申込書提出期限 | 令和7年10月3日(金) |
| 5 | 資格審査結果通知 | 令和7年10月10日(金) |
| 6 | 企画提案書等提出期限 | 令和7年10月24日(金) |
| 7 | 一次審査結果通知 | 令和7年10月31日(金) |
| 8 | 二次審査(プレゼンテーション) | 令和7年11月14日(金) |
| 9 | 二次審査結果通知 | 令和7年11月21日(金) |

※変更となる場合は随時連絡する。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールにて送信し提出すること。

(1) 受付期限

令和7年9月19日(金)午後5時まで

(2) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、四万十市公式ホームページで公表する。なお、類似同様の質問についてはまとめて一つの回答とするほか、候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

(3) 質問書提出先電子メールアドレス

densan@city.shimanto.lg.jp

6 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を期限内に提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式2）

(イ) 会社概要書（様式3）

(ウ) 提案事業者が「ISO9001（QMS：品質マネジメントシステム）認証」、
「ISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）認証」、「プ
ライバシーマーク」のうち一つ以上を取得していることが分かる書類の写し

(エ) 提案事業者が「ISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステ
ム）認証」を取得しているデータセンターを有していることが分かる書類の写
し

(オ) 実績調書（様式4）

(カ) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙1）

※本市の令和7年度の競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出
不要。

ウ 提出方法 持参、郵送又は宅配便（提出期限までの必着とし、郵送又は宅配
便の場合は配達記録が残るものに限る。）により「13 担当部署」に記載の
住所まで提出すること。

7 参加資格審査結果通知

(1) 通知日 令和7年10月10日（金）

(2) 通知方法 参加を申し込んだ者全員に電子メールで通知し、同日付で郵送によ
り通知書を発送する。

8 企画提案書等の作成

企画提案書等については、以下のとおり作成すること。

(1) 企画提案書

別紙2「企画提案書記載内容一覧」に基づき、項目の順に具体的に企画提案書
を作成すること。任意の様式とし、A4両面印刷とする。具体的な説明のため図
や表等を使用してもよい。ページ数の上限は40ページとし、表紙・目次・裏表
紙は枚数に含めないこととする。

企画提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として参加者

が提示するものであることに留意すること。

(2) 機能要件表（様式5）

各項目について、下記の条件に従い「対応」欄に「○」を記入すること。

※必須要件については仕様書の「7. システムに求める機能」の（1）機能要件に定める

標準適合：提案システムの標準機能で対応可能である

運用回避：提案システムの標準機能だけでは対応できないが、運用方法にて回避できる。「備考・追記」欄に運用回避方法を記載すること

対応不可：提案システムでは対応できない。

(3) システム導入見積書

システム構築費、初年度1年間に必要なライセンス費等、構築に必要な費用の提出を求めるもの。ただし、本費用は令和8年2月1日から令和15年1月31日の84ヵ月間の月払いとした場合の総額とする。なお、様式は任意とするが、押印すること。やむを得ず押印できない場合は、その旨を申し出ること。

(4) 運用保守見積書

システム利用料（2年目以降のライセンス費含む）、システム保守料、運用保守費用等、令和8年2月1日から令和15年1月31日の84ヵ月の運用に必要な費用の提出を求めるもの。なお、様式は任意とするが、押印すること。やむを得ず押印できない場合は、その旨を申し出ること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書 10部

イ 機能要件表（様式5）

ウ システム導入見積書

エ 運用保守見積書

※上記ア～エについて、四万十市情報公開条例（平成17年条例第13号）に基づく情報公開請求があった場合、同条例第9条第2号に基づき「公開することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営に著しい不利益を与えるもの」として非公開とすることを希望する部分を黒塗りしたもの 各1部

※上記ア～エについては、紙媒体のほか、電子データをCD-RまたはDVD-Rに格納し1枚提出。データ形式はPDF形式またはMicrosoft Office（Word、Excel、PowerPoint）形式とする。

(3) 提出方法

提出期限までの必着とし、持参、郵送又は宅配便により、「13 担当部署」に

記載の住所まで提出すること（郵送又は宅配便の場合は配達記録が残る方式によること）。

10 審査方法

(1) 参加資格審査（書類審査）

ア 審査方法

提出書類を基に、担当部署において資格要件の審査を行う。

イ 結果通知

審査結果については、参加申込書に記載された連絡担当者メールアドレスに電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

ウ その他

参加申込者が1者のみの場合でも、参加審査及び結果通知を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

ア 審査方法

提出された書類（「8 企画提案書等の作成」に記載する資料）をもとに別表1の審査基準のとおり四万十市企画広報課において審査を行い、得点の高いものから3者程度を選定する。ただし、提案したものが3者以下の場合は、一次審査は省略する。

イ 結果通知

提案者全員に対し、電子メールで通知し、参加資格審査結果通知とあわせて通知書を郵送する。なお、一次審査の評価点数及び順位は公表しない。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 実施方法

四万十市 IT 資産管理システム導入・運用保守業務公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書、機能要件表（様式5）、プレゼンテーション、製品デモンストレーション及び質疑応答により審査を実施する。プレゼンテーションについては企画提案書に沿って提案を行うこと。デモンストレーションについては実際の製品画面を示しながら下記を可能な範囲で実施すること。

- ・トラブル発生時や操作説明時などに遠隔で端末の操作を行う。
- ・外付けデバイスの許可／不許可を行う。
- ・不明な端末がネットワークに接続された際どのように検知されるかを実演する。
- ・システムを使って資産管理を行う過程。
※CSV等による外部へのエクスポート方法をふくめること
- ・インシデントやセキュリティ事故が発生した際にログによる追跡や外部媒体で持ち出した（コピー・削除等）資料の情報をもとに原因究明する過程。

パソコン等の機材やネットワーク機器等必要な機器は提案者が準備すること。
なお、この審査については対面式のみとする。

※実施方法等の詳細については、二次審査対象者に別途通知する。

イ 実施日

令和7年11月14日（金） ※開催時間は後日通知する。

ウ 実施時間

60分以内（提案説明40分程度、質疑応答20分程度）

エ 出席者

二次審査への参加人数は5名以内とする。

オ 審査方法

提出書類、プレゼンテーション、製品デモンストレーション、質疑応答により、別表2に基づいて採点を行う。評価点は委員1人につき100点満点とする。全委員の評価点を足したものを総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点の高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点が満点の60%に満たない者は契約候補者及び次点順位者とししない。また、総合評価点在同一である場合は、価格が安い提案をした者を上位とし、さらに評価点と価格が同一である場合においては、審査委員会の多数決で決定する。

カ 結果通知

審査結果については、決定後に書面により通知する。なお、契約候補者及び次点順位者については、四万十市公式ホームページで公表する。

キ その他

提案者が1者のみの場合でも、プレゼンテーションを実施する。

審査は非公開とする。

11 担当部署との協議の実施

- (1) 契約候補者として選定された者は、担当部署と契約締結に向けての協議を行う。なお、契約金額、契約内容は企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、提案内容を確約したものとみなし候補者と協議のうえ決定する。
- (2) 契約候補者として特定された者が契約締結までに企画提案資格を満たさないことを認めるとき、又は契約交渉が不調となったときは、次点順位者と契約締結に向けた交渉を行うものとする。
- (3) 協議の日時等については、別途通知する。

12 留意事項

(1) 基本事項

- ・本プロポーザルについての事前説明会は実施しない。

- ・本プロポーザルへの参加希望者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領のほか、本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- ・本提案に係る費用は提案者負担とする。
- ・提出された書類については提出期限後には変更できないものとし、採用、不採用に関わらず返却しない。
- ・提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合、又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ・提案者は業務の遂行上知りえた情報等について他者に漏らしてはならない。
- ・提案者が1者のみであっても審査を実施し、導入事業者として適している場合に候補者とする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ・参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ・虚偽又は不正な提案、違反が認められた場合には提案を無効とする。
- ・プレゼンテーション及びシステムデモンストレーションを正当な理由なく欠席した場合

(3) 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、四万十市情報公開条例（平成17年条例第13号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

(4) その他

- ・書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により提出すること。
- ・参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

13 担当部署

四万十市 企画広報課 デジタル化推進係

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話 : 0880-34-6128

FAX : 0880-35-0007

E-mail : densan@city.shimanto.lg.jp

別表1 一次審査基準

| 審査項目 | 評価のポイント | 配点 |
|---------|--|----|
| 1. 業務実績 | ・提案事業者の業務実績について、提案する IT 資産管理システムの地方公共団体への導入・運用保守実績件数。令和7年4月1日時点において継続して利用している地方公共団体の件数について、2件毎に1点。最大20件で10点。 | 10 |
| 2. 機能要件 | ・機能要件表（様式5）に従い、標準適用であれば2点、運用回避であれば内容により判断、対応不可であれば0点とし合計点を小数点以下切り捨て。 | 40 |
| 合計 | | 50 |

別表2 二次審査基準

| 審査項目 | 評価のポイント | 配点 |
|------------------------------|--|-----|
| 1. 業務実績 | ・提案事業者の業務実績について、提案する IT 資産管理システムの地方公共団体への導入・運用保守実績件数。令和7年4月1日時点において継続して利用している地方公共団体の件数について、2件毎に1点。最大20件で10点。 | 10 |
| 2. 機能要件 | ・機能要件表（様式5）に従い、標準適用であれば2点、運用回避であれば内容により判断、対応不可であれば0点とし合計点を小数点以下切り捨て。 | 40 |
| 3. 提案内容 | 別紙2「企画提案書記載内容一覧」の内容に基づいて採点を行う。 | 35 |
| 4. プレゼンテーション、デモンストレーション、質疑応答 | ・わかりやすい説明であったか ・質問に対し、的確で迅速な回答があるか | 5 |
| 5. 提案見積価格 | 配点×（最安提案見積額）／（提案見積額） ※小数点以下切り捨て | 10 |
| 合計 | | 100 |